

特別徴収切替申請（届出）書

税額通知書や「特別徴収について」のしおり表紙に記載されています。

受付印

記載例 ④

就職等により特別徴収を新たに始める場合

(あて先) 山ノ内町長 者

〒 789-0123

△△県○○町□□4-5-6

サンカクシカクギンコウ カフシキカイシャ

△□銀行 株式会社

代表取締役 民税 町子

法人番号 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3

特別徴収
義務者
指定番号

新規

納入書（要・不要）

担当者
連絡先

所属

庶務課 人事係

氏名

特徴 次郎

電話

000-000-0000

給 与 所 得 者	フリガナ	ヤマノウチ ミライ		受給者番号		期別を○で囲んでください。						
	氏名	山ノ内 未来				[1・2・3・4] 期以降を切替希望 ※ 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。						
	生年月日	昭和	平成 3	年	2	月	1	日				
	1月1日現在の住所	〒 381 - ××××	長野県下高井郡山ノ内町大字○○3-2-1			特別徴収 開始予定月	9	月分	(10	月	10	日納期分) から 特別徴収を開始します。
	現在の住所	〒 -	※ 1月1日現在の住所と違う場合は			切替申請理由	1. 入社	2. その他()				
					月割額 の連絡	9	月	15	日	までに月割額の連絡を希望 ※ 通知書や納入書は翌月5日前後に送付します		

新年度当初から特別徴収を開始する場合は、第1期に○をつけてください。

【添付書類】

- 普通徴収の納付書（二重納付防止のため、必ず添付してください。）
※ すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

【注意事項】

- 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
※ 普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収への切替は2か月程度の余裕を持って行ってください。
- 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
- 用紙が足りない場合には、コピーしてお使いください。